

資料編

用語解説

【ア行】

「あおいろしんこく青色申告」

申告納税制度の1つ。事業を営む納税者で既に税務署の承認を得たものが、帳簿に毎日の収入などを記入し、その帳簿に基づいて正確な申告を行うこと。青色申告する者にはいくつかの特典が与えられる。申告できる対象は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人。申告用紙が青色であることからこう呼ばれる。

「えんのう援農ボランティア」

農業に関心のある市民がボランティアとして営利を目的とせず、無報酬で農家の手伝いを行うこと。農家との交流を通じ農業への理解が深まることや、担い手不足の解消に役立つことが期待されている。

【カ行】

「かいせいせいさんりよくちほう改正生産緑地法」

平成29年6月15日に改正された生産緑地法。この改正により、生産緑地地区の面積要件や建築規制が緩和され、特定生産緑地制度（特定生産緑地制度は、平成30年4月1日施行）や田園居住地域が創設された。

「か花き」

主に観賞用を目的として栽培される草花のこと。

「かぞくけいえいきょうてい家族経営協定」

家族内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件や収益の配分、経営の継承などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めを行うもの。

【サ行】

「食育」

食に関する教育。食料の生産方法やバランスの良い摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。健全な食生活と豊かな心を身につける教育。

「食料・農業・農村基本計画」

食料・農業・農村基本法に基づき決定される基本計画で、国の農業・農村が、経済社会の構造変化などに的確に対応し、その潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を進めるための指針となるもの。

「食料・農業・農村基本法」

昭和 36 年に制定された農業基本法に代わり平成 11 年制定。旧基本法が農業の発展と農業従事者の地位の向上、すなわち生産者中心の体系であったのに対し、新基本法は国民的な視点から、農業のみならず、食料・農村の分野まで対象を拡大。国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを基本理念としている。

「生産緑地」

都市計画法による地域地区の一種で昭和 49 年の生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため区市が指定する。同法は平成 4 年に改正され、生産緑地に指定されると長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。

「相続税・贈与税納税猶予制度」

相続や贈与による農地の分散を防止し農業後継者を確保する観点から、一定の要件の下で、相続や贈与により農地を取得した場合に相続税や贈与税の納税を猶予する税制上の特例措置。

「そ菜」

食用の目的で手を加えて栽培した植物。葉菜、根菜、茎菜、果菜のこと。

【タ行】

「たいけんがたのうえん体験型農園」

農地を区画ごとに貸し出すものではなく、耕作の主体は農地所有者である農園主で、利用者は農園主の指導に従って農作業を行うという農業経営。農業体験農園とも称される。耕作の主体が農地所有者であることから相続税納税猶予制度の適用が受けられる。

「ちさんちしょう地産地消」

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林産物をその地域で消費する」という意味。地産地消は、消費者の食への安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

「とうきょうとのうぎょうしんこうきほんほうしん東京都農業振興基本方針」

都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示したもので、農業者及び農業団体、市区町村に対し、農業の振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対して、その積極的な参加と協力を働きかけていくためのもの。

「とうきょうのうぎょうしんこう東京農業振興プラン」

東京都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すため、平成 29 年 7 月に策定した新たなプラン。都はこれまで、平成 24 年 3 月に策定した東京農業振興プラン「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開」に基づいて施策を展開してきた。新たなプランの策定までに、都市農業振興基本法の制定など東京農業にとって追い風ともいえる状況となったことにより、将来を見据えた実効性のある農業振興施策や農地の保全に向けた国の制度改正などが必要となっていることから、『東京農業振興プラン -次代に向けた新たなステップ-』として策定したもの。

「とくていせいさんりょくちせいど特定生産緑地制度」

平成 30 年 4 月 1 日に施行された制度。生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、所有者などが申請することにより、買取申出ができる期限を 10 年延長できる制度。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生したときには相続税納税猶予制度の適用を受けられることができる。特定生産緑地の指定を受けない場合は、その農地の固定資産税が段階的に引き上げられ、5 年間で一般農地と同じ課税になり、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けることもできない。

と し のうぎょうしんこうきほんけいかく
「都市農業振興基本計画」

都市農業振興基本法に基づき国が定める、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。

と し のうぎょうしんこうきほんほう
「都市農業振興基本法」

都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続と多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として平成 27 年 4 月 22 日に制定された法律。この法律では、都市農業の振興に関する基本理念を定めており、今後、的確な土地利用計画策定のための施策や税制上の措置などの基本的施策の具体的な検討が進められる。

と し のうちたいしゃくえんかつかほう
「都市農地貸借円滑化法」

都市農地の有効な活用を図るため、平成 30 年 9 月 1 日に施行された法律。この法律の施行により、これまで事実上困難であった生産緑地の貸借ができることとなった。また、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借も可能であり、貸借中に相続が発生した場合に生産緑地を貸し付けたまま、相続した者が相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。

【ナ行】

にんていのうぎょうしゃ
「認定農業者」

意欲的に農業経営を展開していこうとする農業経営者が作成する「農業経営改善計画」を市区町村が基本構想に照らして認定を受けた農業者または農業法人。

のうぎょういいんかい
「農業委員会」

農地関係法に定められている法令業務のほか、農地などの利用の最適化の推進、農業経営の合理化や法人化の推進、調査活動や情報活動などに取り組む行政委員会。

のうぎょうけいえいきほんきょうかそくしんほう
「農業経営基盤強化促進法」

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律で、昭和 55 年に制定された。

「のうふくれんけい農福連携」

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと

福生市農業振興計画

編集・発行 福生市生活環境部シティセールス推進課

平成 23 年 3 月 策定

平成 26 年 9 月 一部改定

平成 28 年 3 月 一部改定

令和 3 年 3 月 改定

〒197-8501

福生市本町5番地

電 話 042-551-1699 (直通)

FAX 042-553-7500